

大阪市条例第37号

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第14条の4まで及び次の各号に掲げる児童福祉施設の区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 保育所 設備運営基準第32条から第36条の2まで（第32条第2号及び第3号を除く。）及び附則第94条から第97条まで並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）<u>附則第2項並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）附則第2項（設備運営基準に係る部分に限る。）</u></p> <p>[(5)～(13) 略]</p>	<p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 保育所 設備運営基準第32条から第36条の2まで（第32条第2号及び第3号を除く。）及び附則第94条から第97条まで並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）<u>附則第2項</u></p> <p>[(5)～(13) 同左]</p>

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。